

★ 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第三十五号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律において、母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、同法の題名が母子及び父子並びに寡婦福祉法とされたことなどに伴い、関係条例の規定を整理した。

二 施行期日

平成二十六年十月一日

★ 広島県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、法人の県民税、法人の事業税及び自動車税等に関する規定を改正した。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 個人の県民税

(1) 所得税の最高税率の引上げに伴い、寄附金に係る個人の県民税の寄附金税額控除について、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得四千万円超の場合は百分の四十五とした。

(2) 東日本大震災により住宅、家財等に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復支出についてやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年以内にすることができなかった所得税の納税義務者が、当該事情のやんだ日の翌日から三年以内にその支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出は災害関連支出とみなして、雑損控除及び雑損失の繰越控除を適用することができるとした。

(3) 外国税額控除について、外国の所得税等の額のうち居住者期間に係る所得税の控除限度額及び非居住者期間に係る所得税の控除限度額の合計額を超える額を、個人の県民税の所得割額から控除することとした。

(4) 租税特別措置法の一部改正に伴う引用条項の整理を行った。

(5) その他必要な規定の整理を行った。

(二) 法人の県民税

(1) 法人税割の標準税率について、百分の三・二（改正前百分の五）とした。

(2) その他必要な規定の整理を行った。

(三) 法人の事業税

(1) 法人の事業税の税率について、次のとおりとした。

ア 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の所得割の標準税率

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の二・二（改正前一〇〇分の一・五）
所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の三・二（改正前一〇〇分の二・二）
所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の四・三（改正前一〇〇分の二・九）

イ 資本金一億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の三・四（改正前一〇〇分の二・七）
------------------	-----------------------

所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の五・一（改正前一〇分の四）
所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の六・七（改正前一〇分の五・三）

ウ 特別法人の所得割の標準税率

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の三・四（改正前一〇分の二・七）
所得のうち年四〇〇万円を超える金額	一〇〇分の四・六（改正前一〇分の三・六）
特定の協同組合等の所得のうち年一〇億円を超える金額	一〇〇分の五・五（改正前一〇分の四・三）

エ 収入金額課税法人の収入割の標準税率

収入金額	一〇〇分の〇・九（改正前一〇分の〇・七）
------	----------------------

(2) その他必要な規定の整理を行った。

(四) 自動車税

新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成二十七年以後に限る。）に税率の概ね百分の十五（バス（一般乗合用のものを除く。）、トラック及び特種用途車（キャンピングカーを除く。）については概ね百分の十）を重課する特例措置を講じることとした。

(1) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車その他の(1)に掲げる自動車以外の自動車で平成十七年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(五) 納税環境整備

県税に関する条例に基づき行う不利益処分又は申請により求められた処分を拒否する処分について、広島県行政手続条例の規定に基づき理由を示すこととした。

(六) その他

引用条項など必要な規定の整理を行った。

2 法人の県民税の特例に関する条例の一部改正

平成二十六年十月一日以後に開始する各事業年度において、法人税割の標準税率を超える税率で課する場合の法人税割の税率については、百分の四・〇（改正前百分の五・八）とした。

二 施行期日

- | | | |
|---|----------------------------------|------------|
| 1 | 2 から 6 まで以外の改正 | 平成二十六年七月三日 |
| 2 | 一 1 (二)(1)、(三)(1)及び(五)並びに一 2 の改正 | 平成二十六年十月一日 |
| 3 | 一 1 (一)(2)及び(4)の改正 | 平成二十七年一月一日 |
| 4 | 一 1 (一)(1)の改正 | 平成二十八年一月一日 |
| 5 | 一 1 (二)(2)及び(三)(2)の改正 | 平成二十八年四月一日 |
| 6 | 一 1 (一)(3)及び(5)の改正 | 平成三十年一月一日 |

★ 児童の身元保証に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

父子家庭の厳しい経済状況に鑑み、父子家庭に対する支援を一層推進するため、母子家庭の子と同様に、知事が父子家庭の子の身元保証を行うことができるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年十月一日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（働く女性応援プロジェクト・チーム）

一 改正の要旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、配置すべき保育士の数の算定に当たって、保健師又は看護師を一人に限って保育士とみなすことができる特例の対象となる保育所を拡大するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年七月三日

★ 広島県農林水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（農業
担い手支援課）

一 改正の要旨

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法が廃止されたことに伴
い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年七月三日

★ 広島県広島ヘリポート条例の一部を改正する条例（条例第四十号）（空港振興課）

一 改正の理由

広島ヘリポートの管理及び運営を指定管理者に行わせることができるよう必要な改正を行った。

二 改正の内容

次の業務を指定管理者に行わせるため、必要な規定を整備した。

- 1 ヘリポートの利用に関すること。
- 2 ヘリポートの維持及び修繕に関すること。
- 3 その他知事が別に定める業務を行うこと。

三 施行期日

平成二十七年四月一日